

2017（平成29）年度進入学者に関する経過措置についての説明が、東京大学法学部便覧（2016（平成28）年度版）（以下、便覧と言います）に欠けていましたので、下記のとおり説明を追加します。

2016年4月

法学部

記

○経過措置について（追加）

2017（平成29）年度進入学者（新カリキュラム適用者）

2017（平成29）年度に本法学部に進学又は入学した者については、以下の規則が適用される。

（改正前東京大学法学部規則）

第8条の2 学生は、学部の指定する期間内に、所定の様式により履修しようとする授業科目の届出をしなければならない。

2. 届出をしない授業科目は、履修することはできない。

第10条 学部通則第26条及び第27条の定めるところにより、本法学部を卒業して学士（法学）の学位を得るためには、学部通則第3条の定める在学期間中に、次の科目を履修し、その試験に合格しなければならない。

(1) 第1類

必修科目 全部（24単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（実定法）に掲げる各科目のうち12単位以上、選択必修科目（基礎法学）に掲げる各科目のうち4単位以上、選択必修科目（政治）に掲げる各科目のうち4単位以上及選択必修科目（経済）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

外国語科目 必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位のうち4単位以上

(2) 第2類

必修科目 全部（46単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（基礎法学）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

(3) 第3類

必修科目 全部（20単位）

選択必修科目 別表の選択必修科目（法学）に掲げる各科目のうち4単位以上、選択必修科目（政治）に掲げる各科目のうち16単位以上及び選択必修科目（経済）に掲げる各科目のうち4単位以上

選択科目 必修科目及び選択必修科目の単位と併せて80単位に達するまでの単位

なお、2017（平成29）年度進入学者も新カリキュラム適用者であるので、便覧188～193頁の別表が適用され、また、同196頁の法学部リサーチペーパー規則、同197～198頁の東京大学法学部公共法務プログラム・国際取引法務プログラム履修規程は適用されます。また、授業科目配置学期一覧表は同202～203頁のものに従います。このほか、現行の法学部規則第10条2項、3項の適用があります。

これに対し、第10条の2（早期卒業）については、適用されません。同195頁の法学部履修届出上限規則、同199～201頁の法学部早期卒業制度規則も、適用されません。

以上